

沼津市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について

沼津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(沼津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 沼津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(沼津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 沼津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

「提案理由」

地方自治法等の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるものである。